

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 常任委員の選任
- 日程第6 議会運営委員の選任
- 日程第7 承認第1号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第8 承認第2号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第9 承認第3号 令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 日程第10 議案第33号 瑞穂市教育委員会の委員の任命について
- 日程第11 議案第34号 瑞穂市印鑑条例及び瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第35号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第36号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第37号 令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第38号 令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第39号 市道路線の認定について
- 日程第17 議案第40号 市道路線の廃止について
- 日程第18 瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第19 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第19までの各事件
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件

追加日程第6 議会基本条例推進特別委員の選任について

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 渕 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	磯 部 基 宏
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	臼 井 敏 明
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	広 瀬 進 一	健 康 福 祉 部 長	佐 藤 彰 道
都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博
教 育 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者	清 水 千 尋
監 査 委 員 事 務 局 長 代 理	西 村 陽 子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久 野 秋 広	書 記	古 澤 秀 樹
書 記	河 野 和 泉		

開会及び開議の宣告

○議長（若井千尋君） では、改めましておはようございます。

ただいまから令和5年第2回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（若井千尋君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号3番 若原達夫君と4番 北川静男君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（若井千尋君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月23日までの23日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月23日までの23日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（若井千尋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

9件報告します。

1件目は、5月22日、学校給食費の無償化を求める請願を受理しましたので、報告をいたします。この請願については、後日議題にしたいと思います。

2件目から9件目につきましては、議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（久野秋広君） 議長に代わり、報告します。

2件目から4件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、同条第3項の規定により監査委員から結果報告を受けております。令和5年2月分の検査は3月27日に、3月分の検査は4月27日に、4月分の検査は5月29日に実施され、いずれの検査も現金、預金及び借入金金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

5件目は、地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体瑞穂市農業振興会に対する監査について、同条第9項の規定により監査委員から結果報告を受けております。監査は令和5年1月31日から3月2日までの間に実施され、瑞穂市農業振興会に対する監査の結果と意見については、お手元に配付のとおりでございます。

6件目は、西濃環境整備組合議会の報告です。

3月28日に、同組合の令和5年第1回定例会が開催されました。この定例会に提出された議案は6議案でした。

議案第1号西濃環境整備組合監査委員の選任については、安八町長の堀正監査委員の退任に伴い、新たに神戸町長の藤井弘之氏を選任するための議会の同意を求めるものでした。

議案第2号西濃環境整備組合個人情報保護法施行条例の制定について及び議案第3号西濃環境整備組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての2議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、新たに条例の制定を行うものでした。

議案第4号西濃環境整備組合職員の定年等に関する条例の一部改正については、地方公務員法の改正に伴う職員の定年引上げ等を踏まえ、条例の改正を行うものでした。

議案第5号令和5年度西濃環境整備組合一般会計予算は総額を歳入歳出それぞれ18億3,079万9,000円と定めるもので、昨年度より3億9,548万円の増額となります。

議案第6号令和5年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法については、令和3年度のごみの搬入実績により案分する等の内容となりますが、令和5年度の同市の分賦金額は昨年度より1億2,147万1,000円増額の3億3,833万1,000円となります。

これらの6議案は、いずれも原案のとおり、同意または可決されました。

7件目は、岐阜地域児童発達支援センター組合議会の報告です。

3月29日に、同組合の令和5年第1回定例会が開催されました。

この定例会に提出された議案は、議案第1号令和5年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計予算の1件です。

予算案は、総額を歳入歳出それぞれ1億8,183万8,000円とするもので、前年度比較で1,885万6,000円、率にして11.6%の増となる内容で、原案のとおり可決されました。なお、瑞穂市からの利用者数は、令和5年3月1日現在4人で、前年同期と比べ3人の増でした。

8件目は、市議会議長会関係の報告です。

5月23日に中濃十市議会議長会が羽島市で開催され、議長、副議長が出席しましたので、報告します。

会議では、令和4年度の会務報告の後、令和4年度決算、令和5年度予算など、計3議案が審議され、いずれも可決または認定されました。役員改選では、会長市に關市、副会長市に羽

島市、監事に美濃市の議長が選任されました。なお、11月15日には中濃十市の全議員を対象とした研修会を郡上市で開催する予定なので、御参加いただきますようよろしくお願いいたします。また、次期市議会議長会の開催地は、美濃市に決定しました。

9件目も同じく、市議会議長会関係の報告です。

4月13日に、東海市議会議長会の第106回定期総会が三重県松阪市で開催され、議長、副議長が出席しましたので、報告します。

本年度、当市は愛知県西尾市議会議長と共に東海市議会議長会の監事を任されておりましたので、総会に先立ち、令和4年度会計決算の監査を行いました。監査を行った結果、関係帳簿と一致し正当なものと認められたため、その旨意見を総会へ送りました。また、総会では一般表彰議員15年以上の部で、広瀬武雄議員及び庄田昭人議員の2名、10年以上の部で、棚橋敏明議員の1名が受賞されました。その後、会務報告と先ほどの会計決算を含めた12議案を審議し、いずれも原案のとおり可決、認定、承認されました。また、来年度の開催市は、岐阜市に決定しました。

それでは、ここで表彰状の伝達を行いたいと思います。

広瀬武雄議員、庄田昭人議員、棚橋敏明議員は演壇の前へお願いしたいと思います。

〔15番 広瀬武雄君 登壇〕

〔13番 庄田昭人君 登壇〕

〔12番 棚橋敏明君 登壇〕

○議長（若井千尋君） 表彰状、瑞穂市、広瀬武雄様。

あなたは、市議会議員の要職にあることを15年、鋭意市政の発展に寄与された功績は誠に顕著であります。よって、本会表彰規定により、これを表彰いたします。令和5年4月13日、東海市議会議長会会長、松阪市議会議長 山本芳敬。

〔表彰状伝達〕（拍手）

〔15番 広瀬武雄君 降壇〕

○議長（若井千尋君） 表彰状、瑞穂市、庄田昭人様。

以下同文でございます。令和5年4月13日、東海市議会議長会会長、松阪市議会議長 山本芳敬。大変おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

〔13番 庄田昭人君 降壇〕

○議長（若井千尋君） 表彰状、瑞穂市、棚橋敏明様。

あなたは、市議会議員の要職にあることを10年、鋭意市政の発展に寄与された功績は誠に顕著であります。よって、本会表彰規定により、これを表彰いたします。令和5年4月13日、東海市議会議長会会長、松阪市議会議長 山本芳敬。大変におめでとうございます。

[表彰状伝達] (拍手)

[12番 棚橋敏明君 降壇]

○議長(若井千尋君) 3名の議員様、大変におめでとうございます。

以上、事務局長より報告しました8件の資料については、事務局に保管をしてありますので、御覧いただきたいと思ひます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長(若井千尋君) 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

市長 森和之君。

○市長(森 和之君) 皆様、おはようございます。

それでは、11件の行政報告をさせていただきます。

初めに、瑞穂市土地開発公社の経営状況について報告します。

令和4年度の事業報告及び決算並びに令和5年度の事業計画、予算及び資金計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

令和4年度の事業では、公共用地、公用地の取得・処分はありませんでした。また、用地について、現在所有はしておりません。決算では、当期純利益が21円となり、資本的収入及び支出の執行はありませんでした。

令和5年度では、公共用地、公用地の取得処分等の事業計画はなく、予算は受取利息の収入と販売費及び一般管理費の支出のみが計上されています。

次に、一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社の経営状況について報告します。

令和4年度の事業報告及び決算並びに令和5年度の事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

令和4年度の経常収益は2億4,568万9,012円、経常経費は2億3,494万9,074円で、正味財産期末残高は8,783万1,466円となりました。令和5年度は、前年度の3,816万8,000円増額の2億6,862万6,000円の事業収益が計上されています。

次に、報告第6号令和4年度瑞穂市一般会計継続費繰越計算書の報告についてを報告します。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和4年度瑞穂市一般会計継続費に係る歳出予算の経費1億4,118万600円を逡次繰越しとして令和5年度に繰越ししましたので、これを報告するものであります。

次に、報告第7号令和4年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告します。

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和4年度瑞穂市一般会計繰越明許費に係る歳出予算の経費2億7,574万5,000円を令和5年度に繰り越しましたので報告します。

次に、報告第8号令和4年度瑞穂市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを報告します。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する建設または改良に要する経費3,000万円を令和5年度に繰り越しましたので報告します。

次に、報告第9号債権放棄の報告についてを報告をします。

瑞穂市債権の管理に関する条例第8条の規定により、市の債権について水道料金106件で23万8,303円、交通安全協力費10件で2万120円、学校給食費13件で34万1,410円について市の債権を放棄しましたので、議会に報告するものであります。

次に、報告第10号専決処分の報告について（損害賠償その1）を報告します。

岐阜県議会議員選挙瑞穂市選挙区が無投票になったことに伴い、携帯電話のレンタル契約を解除する件につき和解し、損害賠償金の額を定めることについて専決処分したものであります。

次に、報告第11号専決処分の報告について（損害賠償その2）を報告します。

岐阜県議会議員選挙瑞穂市選挙区が無投票になったことに伴い、投票所等選挙事務労働派遣業務委託の契約を一部変更する件につき和解し、損害賠償金の額を定めることについて専決処分したものであります。

次に、報告第12号専決処分の報告について（損害賠償その3）を報告します。

岐阜県議会議員選挙瑞穂市選挙区が無投票になったことに伴い、期日前投票所等交通誘導業務委託の契約を解除する件につき和解し、損害賠償金の額を定めることについて専決処分したものであります。

次に、報告第13号専決処分の報告について（損害賠償その4）を報告します。

瑞穂市長選挙が無投票になったことに伴い、投票所等選挙事務労働者派遣業務委託の契約を一部変更する件につき和解し、損害賠償金の額を定めることについて専決処分したものであります。

次に、報告第14号専決処分の報告について（損害賠償その5）を報告します。

瑞穂市長選挙が無投票になったことに伴い、ポスター掲示板管理労働者派遣業務委託の契約を一部変更する件につき和解し、損害賠償金の額を定めることについて専決処分したものであります。

以上、11件の行政報告をさせていただきました。

○議長（若井千尋君） これで行政報告は終わりました。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前9時24分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の議事日程に入る前に一言申し上げます。

私は、一身上の都合により議長の職を辞したいので、先ほど議長の辞職願を副議長に提出をいたしました。この1年間、私は議会の秩序に重きを置き、議会が市民の範となるよう、議員の皆様のお力をお借りし、また執行部の皆様の御協力を得て務めさせていただいたつもりでございます。不慣れで不手際ばかりあったかと思いますが、今思いますと、本当に感謝の一言でございます。本当にこの1年間ありがとうございました。

お諮りをいたします。ここで議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

これより私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定によって除斥のため、退場することとし、副議長と交代をいたします。よろしくお願いします。

〔議長 若井千尋君 退場〕

〔副議長 松野貴志君 議長席に着席〕

○副議長（松野貴志君） 議長が不在の間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をいただきたいと思います。

追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（松野貴志君） それでは、追加日程第1、議長辞職の件を議題にします。

お諮りします。若井千尋君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（松野貴志君） 異議なしと認めます。したがって、若井千尋君の議長辞職を許可することに決定をいたしました。

追加日程第1、議長辞職の件が終了しましたので、若井千尋君の入場を許可いたします。

〔議長 若井千尋君 入場・着席〕

○副議長（松野貴志君） 若井千尋君に申し上げます。

若井千尋君が議長を辞職することは許可をされました。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りいたします。ここで、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（松野貴志君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加をし、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

〔挙手する者あり〕

○副議長（松野貴志君） 17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議長選挙を行う前に、暫時休憩を求めます。

○副議長（松野貴志君） 賛同者の方はお見えになりますか。

〔挙手する者なし〕

○副議長（松野貴志君） この後、議事の都合により休憩を取りたいと思っておりますし、また今賛同者がお見えにならないということで、議事の都合によりこのまましばらく休憩をいたします。

休憩 午前9時35分

再開 午前10時45分

○副議長（松野貴志君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2 議長の選挙

○副議長（松野貴志君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（松野貴志君） ただいまの出席議員数は17人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に議席番号5番 関谷守彦君と6番 森健治君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いをいたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（松野貴志君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（松野貴志君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（松野貴志君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号1番の議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○副議長（松野貴志君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（松野貴志君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（松野貴志君） 選挙の結果を報告します。

投票総数17票、有効投票14票、無効投票3票です。

有効投票数のうち、庄田昭人君12票、関谷守彦君2票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、庄田昭人君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（松野貴志君） ただいま議長に当選された庄田昭人君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

庄田昭人君は登壇し、御挨拶をお願いします。

庄田昭人君。

〔新議長 庄田昭人君 登壇〕

○新議長（庄田昭人君） まずは、皆さんにより多くの票をいただきましたこと、誠に感謝申し上げます。

先ほど述べさせていただきましたが、やはり議会として秩序を守っていただく、守っていただくというふうな形の中で、この議会運営をさせていただきたいと思っております。また、皆さんの御協力をいただきながら、この1年間しっかりと務めさせていただきますことをお約束申し上げます。私からのお礼とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（松野貴志君） これで私の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

庄田昭人議長、議長席にお着き願います。

〔副議長 松野貴志君 降壇〕

〔議長 庄田昭人君 議長席に着席〕

○議長（庄田昭人君） これより私が議長の職務を務めさせていただきます。今後ともよろしく

お願い申し上げます。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時22分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩時間中に、松野貴志君から副議長の辞職願が提出されました。

この件について、松野貴志君から発言の申出がありましたので、これを許可します。

松野貴志君。

○副議長（松野貴志君） 議席番号9番 松野貴志です。

私はこの1年間、若井議長と共に、副議長という立場をいただき、皆様と議長、また行政のかけ橋として活動してまいりました。至らない点多々あったかと思いますが、この場を借りておわびを申し上げます。

しかし、私に与えられた職務を一生懸命遂行していこうという思いで、この1年過ごしてきたかなと私自身感じております。新型コロナウイルス感染症が引き続きあり、また5月8日には5類相当へと変わりはしましたが、まだまだ油断ができない、そういう状況も続いております。世界情勢も変わる中、ここはやはり議員の皆様全員と力を合わせてやっていく必要があるということで、このたび若井議長が辞表を出されたことを併せて私も辞表を提出したいと思っております。この1年間、本当にありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） お諮りします。ここで副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3 副議長辞職の件

○議長（庄田昭人君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題にします。

地方自治法第117条の規定によって、松野貴志君の退場を求めます。

〔副議長 松野貴志君 退場〕

○議長（庄田昭人君） お諮りします。松野貴志君の副議長辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、松野貴志君の副議長辞職を許可することに決定しました。

追加日程第3、副議長辞職の件が終了しましたので、松野貴志君の入場を許可します。

〔副議長 松野貴志君 入場・着席〕

○議長（庄田昭人君） 松野貴志君に申し上げます。

松野貴志君が副議長を辞職することは許可されました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。ここで副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時38分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第4 副議長の選挙

○議長（庄田昭人君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（庄田昭人君） ただいまの出席議員数は17人です。

次に、立会人の指名をいたします。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に議席番号7番 森清一君と8番 馬淵ひろし君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（庄田昭人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

○議長（庄田昭人君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（庄田昭人君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（庄田昭人君） 選挙の結果を報告します。

投票総数17票、有効投票12票、無効投票5票です。

有効投票のうち、杉原克巳君12票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、杉原克巳君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（庄田昭人君） ただいま副議長に当選された杉原克巳君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

杉原克巳君は登壇し、御挨拶願います。

〔新副議長 杉原克巳君 登壇〕

○新副議長（杉原克巳君） このたびの改選により皆様方の御支援により副議長に就任をさせていただきました。

浅学非才な私でございますが、今後とも皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

私は、副議長として議長を補佐し、議会の公正かつ円滑な運営と市政の推進に努めてまいり所存でございます。簡単ではございますが、今後とも御支援、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後2時06分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

私は一身上の都合により、議会基本条例推進特別委員会を辞任したいので、先ほど休憩時間中に特別委員の辞任願を提出させていただきました。

お諮りいたします。ここで、議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として議題にすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議長の議会基本条例推進特別委員選任の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定をいたしました。

これより、私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定によって除斥のため退場することとし、副議長と交代します。

〔議長 庄田昭人君 退場〕

〔副議長 杉原克巳君 議長席に着席〕

○副議長（杉原克巳君） では、始めます。

議長が不在の間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力いただきたいと思います。

追加日程第5 議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件

○副議長（杉原克巳君） それでは、追加日程第5、議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件を議題にします。

お諮りします。庄田昭人君の議会基本条例推進特別委員辞任を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（杉原克巳君） ありがとうございます。では、異議なしと認めます。したがって、庄田昭人君の議会基本条例推進特別委員辞任を許可することに決定をいたしました。

追加日程第5、議長の議会基本条例推進特別委員辞任の件が終了いたしましたので、庄田昭人君の入場を許可いたします。

〔議長 庄田昭人君 入場・着席〕

○副議長（杉原克巳君） 庄田昭人君に申し上げます。

庄田昭人君が議会基本条例推進特別委員を辞任することは許可されました。

これで私の職務は全部終了しました。御協力ありがとうございました。

庄田昭人議長、議長席にお着き願います。

〔副議長 杉原克巳君 降壇〕

〔議長 庄田昭人君 議長席に着席〕

○議長（庄田昭人君） 現在、議会基本条例推進特別委員会に1名の欠員が生じています。

お諮りします。議会基本条例推進特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議会基本条例推進特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

追加日程第6 議会基本条例推進特別委員の選任について

○議長（庄田昭人君） 追加日程第6、議会基本条例推進特別委員の選任についてを議題にします。

議会基本条例推進特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって若井千尋君の指名をしたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議会基本条例推進特別委員はただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

日程第5 常任委員の選任

○議長（庄田昭人君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、総務委員会に広瀬守克君、関谷守彦君、森健治君、棚橋敏明君、広瀬武雄君、松野藤四郎君の以上6人を、産業建設委員会に藤橋直樹君、森清一君、馬淵ひろし君、松野貴志君、杉原克巳君、若井千尋君の以上6人を、文教厚生委員会に若原達夫君、北川静男君、今木啓一郎君、庄田昭人、若園五朗君、藤橋礼治君の以上6人を指名したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

総務委員会は正副議長室、産業建設委員会は第1会派室、文教厚生委員会は第2会派室をお使ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長者の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、休憩いたします。

休憩 午後2時13分

再開 午後2時29分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告します。

総務委員会委員長 棚橋敏明君、副委員長 広瀬守克君、産業建設委員会委員長 森清一君、副委員長 藤橋直樹君、文教厚生委員会委員長 若園五朗君、副委員長 北川静男君、以上のとおりです。

日程第6 議会運営委員の選任

○副議長（松野貴志君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時50分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、藤橋礼治君、松野藤四郎君、馬淵ひろし君、森健治君、広瀬守克君の以上の5人を指名したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

議会運営委員会は正副議長室にて御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長者の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いいたします。

それではしばらく休憩いたします。

休憩 午後2時52分

再開 午後3時54分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員長に藤橋礼治君、副委員長に森健治君が決定いたしましたので、御報告します。

日程第7 承認第1号から日程第17 議案第40号までについて（提案説明）

○議長（庄田昭人君） 日程第7、承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてから、日程第17、議案第40号市道路線の廃止についてまでを一括議題とします。

市長提出議案について提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 本日、令和5年第2回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたと

ころ、議員の皆様には御出席を賜り、お礼を申し上げます。

定例会の開催に当たり、私の所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

大型連休も終わり、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが5月8日に2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に移行されましたが、大きな混乱もなく落ち着いた状況となっています。行動制限等の措置はなくなり、政府が一律で要請してきた感染対策は個人の判断に委ねられました。長年にわたりコロナ対応の最前線におられた医療、介護、保健などエッセンシャルワーカーの皆さんに深く感謝を申し上げます。

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、5類移行後における対策が決定されたことを受け、瑞穂市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、基本的な感染対策として手洗いなどの手指衛生、換気を推奨し、マスクの着用については個人の主体的な選択を尊重するなど協議を行いました。市民の皆様におかれましては、御自身の大切な方を守るため、引き続き効果的な換気や手洗い、高リスク者を感染させないための配慮など、場面に応じた対応に御協力をいただきますようお願い申し上げます。

5月5日午後2時42分頃、石川県能登地方を震源とする地震があり、同県珠洲市で震度6強の揺れを観測し、お一方がお亡くなりになり、22の方が負傷されました。この災害で亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に謹んでお悔やみを申し上げ、一日も早い復旧復興を願っています。

また、11日には千葉で震度5強、北海道で震度4、13日には鹿児島で震度5弱の地震があり、その後も全国的に地震が続いています。この地方でもいつ地震が起きても不思議ではない状況であり、市でも体制を再確認して、備えていきたいと考えています。

17日には、揖斐川町で最高気温35.1度を観測し、今年全国で初めて35度以上の猛暑日となりました。同日、穂積北中学校の3年生の男子生徒が授業中に気持ちが悪くなり、熱中症の疑いで救急搬送されました。梅雨どきであっても晴れば暑さ対策、熱中症対策にも、緊張感を持ち対応をまいります。

また、29日に瑞穂市でも梅雨入りしました。昨年より16日早く、5月に梅雨入りしたのは10年ぶりとなります。毎年この梅雨どきには全国どこかで線状降水帯が次々と発生し、災害が発生しています。5月21日に、愛西市で開催された木曾川連合総合水防演習に参加しました。気象庁のブースでは、線状降水帯発生予報を今までより30分早く発令しますとお聞きしました。最新の気象情報を生かし、洪水に備えるため、今月4日には市の水防訓練を実施し、備えを万全にまいります。

さて、瑞穂市は、令和5年5月1日に市制20周年を迎えました。20年という節目を市民の皆様と共に祝いできることに大きな喜びを感じるとともに、今月11日には瑞穂市制20周年記念式典を行います。その内容は、今までの歩みを振り返るとともに、人権、平和、環境の3つを

テーマに瑞穂市が引き続き発展し続けるよう、先人から受け継がれてきた美しい自然や伝統文化を大切に継承しながら瑞穂市の次代を担う人たちへつないでいきたいと考えております。

今日の瑞穂市を築いてこられた市民の皆様、そして市の発展に御尽力いただきました全ての皆様に心より敬意と感謝の意を表します。

また、4月26日には、瑞穂市老人クラブ連合会主催の陸上自衛隊第10音楽隊による20周年記念コンサートが、5月14日には朝日大学体育会吹奏楽部主催の瑞穂市市制20周年記念事業あさひの春コン2が盛大に開催がなされ、それぞれすばらしいコンサートでした。これからも特別企画の記念事業が続きますので、コロナ禍で薄れてしまった人とのつながり、絆づくりに多くの市民の皆さんに参加していただきますよう、進めてまいります。

今回の市長選挙において、無投票当選をさせていただきました。無投票当選は本当に市民の信頼を得られたのか疑問であると言われてますが、瑞穂市では過去5回の市長選挙において、瑞穂市を二分する選挙を行ってきたことにより、基盤整備が遅れてしまったと言われていています。また、この20年間、まちの景色が変わらないと言われる市民もおられ、市民の皆様の市の発展への期待の高まりを実感しています。これからの4年間、瑞穂市のまちづくりを数字で表せるものは数字でお示しし、形としてお見せできるものは見ていただけるよう、見える形で取り組んでいきたいと考えております。

私の瑞穂市のビジョンは、引き続き「健幸都市みずほ」を掲げ、市民の皆様が健康で生きがいを持ち、幸せに暮らすことができる瑞穂市の実現になります。幸せは実感するものと言われてますが、この幸せの捉え方は、市民の皆さんが楽しかった、うれしかった、よかったと思っただけの機会をたくさん設けることが行政の役割であります。これからも引き続き4年間、全身全霊でまちづくりを進めてまいります。特に今後は人口減少対策に主眼を置き、瑞穂市の人口が増えているときに人口減少対策ができるメリットを生かし、瑞穂市の現状を把握した人口減少対策、まちづくりを進めてまいりますので、市民の皆様、議員の皆様にも瑞穂市の発展のためお力添えをいただきますよう、よろしく願いをいたします。

さて、経済情勢を見てみますと、5月17日に内閣府が発表した2023年1月から3月期の国内総生産（GDP）の速報値は、物価変動の影響を除いた実質で前年比0.4%増、この成長が1年続いた場合の年率換算では1.6%の増となります。コロナ禍からの経済活動の正常化に伴う個人消費の回復が景気の持ち直しを支えたが、輸出の低迷で力強さを欠いている状況でありました。政府は、コロナの感染症法上の分類の5類移行で、4月から6月期もサービス消費の回復も続くと思込んでおります。

内閣府の4月の月例経済報告では、景気は一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直しているとしています。また、5月の消費者動向調査の結果では、消費者態度指数の動きから見た4月の消費者マインドの基調判断は持ち直しているとされ、消費者の意向は回復傾向にある

と思われます。

岐阜県内の経済情勢は、岐阜財務事務所の発表によると、岐阜県内の経済は持ち直しているとしています。個人消費、生産活動は緩やかに持ち直しており、雇用情勢は緩やかに改善しつつあるとしています。国より3月29日、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰を受けた生活者や事業者に対し、新たに推奨事業メニュー分として1億4,747万2,000円の交付決定をいただきましたので、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、迅速に対応していきたいと考えております。

令和5年度は市長の改選期のため、当初予算を骨格予算としておりましたので、今回提案します補正予算におきましては、政策的経費も含めた肉づけ予算の編成を行いました。国の低所得の世帯に対する低所得世帯支援事業や物価高騰対策として給食費賄材料代物価高騰分支援などの予算も計上させていただいております。

議員各位におかれましては、市行政と一丸となってこれからの瑞穂市の発展を見据えた建設的な見地による御意見、御提案をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、定例会開催に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程します議案は、専決処分の承認を求める案件が3件、人事案件が1件、条例の改正に関する案件が3件、補正予算に関する案件が2件、市道路線の認定及び廃止に係る案件が2件の合計11件であります。

それでは、順次提出議案の概要を説明させていただきます。

まず、承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、市条例を改正する専決処分をしたので、これを報告し議会の承認を求めるものであります。

次に、承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、市条例を改正する専決処分をしたので、これを報告し議会の承認を求めるものであります。

次に、承認第3号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてであります。

食費等物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うための特別給付金を支給するために補正予算を専決処分したので、これを報告し議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第33号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてであります。

教育委員会委員の大平高司氏の任期が令和5年7月4日に満了となることから、引き続き大

平高司氏を委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第34号瑞穂市印鑑条例及び瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第35号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第36号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第37号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出の予算総額にそれぞれ4億9,203万8,000円を追加し、総額199億7,753万6,000円とし、3件の地方債の補正をするものであります。歳出の主なものは、総務費として巢南庁舎外壁部分改修工事費に2,300万円、電気自動車導入事業に358万9,000円、20周年記念事業としてNHKのど自慢公開番組事業に121万8,000円、地方創生事業としてスポーツ企業との協働事業等に440万円、結婚新生活支援事業に600万円計上しました。

民生費として電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の低所得世帯支援事業として1億5,653万9,000円、第2子以降出産祝金支給事業として3,422万5,000円計上しました。

衛生費として、予防費として带状疱疹ワクチン予防接種等に608万9,000円計上しました。

農林水産業費として電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の事業者支援分で、農業水利電力料金高騰対策支援に526万5,000円計上しました。

商工費として電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の事業者支援分で、LPガス料金補助事業に対する市内事業者支援に120万円計上しました。

土木費として、道路改良事業費の測量調査設計委託料に1,920万円、都市計画総務費駅北駅前歩道整備工事費に2,200万円、下水道費の出資金に1,718万1,000円計上しました。

教育費として、学校教育費に英語検定料助成経費に109万2,000円、社会教育費の生涯学習センター自主事業等に701万1,000円、保健体育費のラジオ体操みんなの体操会事業費に127万3,000円を計上しました。

公債費として、繰上償還金経費に7,059万5,000円計上しました。

歳入の主なものは、国庫支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を1億7,449万円計上し、県支出金として第2子以降出産祝金支給事業を3,422万5,000円計上し、繰入金として財政調整基金繰入金6,553万5,000円、減債基金繰入金7,058万4,000円、ふるさと応援基金繰入金1億500万円の繰入れ、市債として電動車導入事業に脱炭素化推進事業債を260万円、総合センターLED改修工事及び巢南グラウンドLED改修事業に脱炭素化推進事業債を550万円計上しました。

次に、議案第38号令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）であります。

資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ2,168万1,000円追加するものであります。

次に、議案第39号市道路線の認定についてであります。

市道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により市道路線を認定するものであります。

最後に、議案第40号市道路線の廃止についてであります。

市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により市道路線を廃止するものであります。

以上、11件の提出議案につきまして概要説明をさせていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後4時19分

再開 午後4時36分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長いたします。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、承認第1号、承認第2号、承認第3号及び議案第33号の4議案を、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案のうち、承認第1号、承認第2号、承認第3号及び議案第33号の4議案については、委員会付託を省略することに決定しました。

承認第1号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） これより承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対ボタンを押していただくようお願いいたします。

これから、承認第1号を採決します。

承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

承認第2号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） これより承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。

承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

承認第3号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） これより承認第3号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 質疑はなしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号を採決します。

承認第3号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の専決処分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

議案第33号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） これより議案第33号瑞穂市教育委員会の委員の任命についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

瑞穂市教育委員会の委員に大平高司君を任命することに同意する方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第33号は同意することに決定しました。

日程第18 瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（庄田昭人君） 日程第18、瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙について、同委員及び補充員が6月24日に任期満了となるため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により委員及び補充員を選挙する必要があります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 御異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定しました。

瑞穂市選挙管理委員に、新家武彦君、加藤弘君、竹山照雄君、関谷巖君、以上の方を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま、私が指名した方を瑞穂市選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました新家武彦君、加藤弘君、竹山照雄君、関谷巖君、以上の方が瑞穂市選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の指名をします。

選挙管理委員補充員に、第1順位、関谷和君、第2順位、名和遊幾子君、第3順位、宇野清

隆君、第4順位、水野真由美君、以上の方を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、関谷和君、第2順位、名和遊幾子君、第3順位、宇野清隆君、第4順位、水野真由美君、以上の方が順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第19 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（庄田昭人君） 日程第19、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、同連合議会議員の任期満了となったため、地方自治法第291条の5第1項及び広域連合規約第8条の規定により広域連合議会議員を選挙する必要があります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選を行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 御異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、瑞穂市長 森和之君を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選人と定めることに、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、瑞穂市長 森和之君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された瑞穂市長 森和之君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

瑞穂市長 森和之君は、登壇し御挨拶を願います。

森和之君。

○市長（森 和之君） ただいま、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙におきまして、皆様方から御承認をいただきましたことに、お礼を申し上げます。

また、これからも後期高齢者医療制度の中で、瑞穂市の全ての高齢者の皆さんに生きがいを持ち、幸せに暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと思いますので、皆様方よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午後4時47分